（免責額の扱い）

第百一条　標準的手法採用最終指定親会社が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

（比例的な保証又はクレジット・デリバティブ）

第百二条　標準的手法採用最終指定親会社が信用リスク削減手法として用いる保証による被保証部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスポージャーより小さい場合であって、当該標準的手法採用最終指定親会社と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担するときは、標準的手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第百三条　標準的手法採用最終指定親会社がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用最終指定親会社が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該留保した部分について第五章の規定を準用して取り扱わなければならない。

（エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致）

第百四条　保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合における保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、次の式により算出された額とする。

Ga＝G×（1－Hfx）

Gaは、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

Gは、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

Hfxは、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

2　標準的手法採用最終指定親会社は、前項のボラティリティ調整率について第七十六条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同条第二項及び第三項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3　前項に定める事項を除き、ボラティリティ調整率の計算に係る条件については、第三款の規定を準用する。

（中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証等）

第百五条　エクスポージャーに対する保証について、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱うことができる。

一　中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、保証の対象である債務のうち元本以外の関連債務もその対象としていること。

二　エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証は第九十四条第一号及び第二号に掲げる条件を満たすことを要しない。

三　中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等又は我が国の地方公共団体が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

2　前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

第七款　信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い

（残存期間の定義）

第百六条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としなければならない。

一　エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考えうるもののうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二　信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用最終指定親会社の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行いうるものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。

イ　信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ　信用リスク削減効果を終了させる権利を当該標準的手法採用最終指定親会社が保有し、終了させない場合に当該標準的手法採用最終指定親会社が信用リスク削減効果を早期に終了させる相応の動機（信用リスク削減効果を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、信用リスク削減手法の残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

（信用リスク削減手法の残存期間の下限）

第百七条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合、当該信用リスク削減手法を適用することができない。

一　信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が一年を下回るとき。

二　信用リスク削減手法の残存期間が三月以下となったとき。

（計算方法）

第百八条　標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整しなければならない。

Pa＝P×{(t－0.25)／(T－0.25)}

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

Pは、信用リスク削減手法の額（第百四条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、tがTよりも大きい場合にはTを用いる。

Tは、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。